

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について ～著しく短い工期の禁止等～

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課
令和2年9月



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

- 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

＜時間外労働の上限規制＞

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回ることの出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

- 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。



3. 持続可能な事業環境の確保

- 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化の方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることがある。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

2. 建設現場の生産性の向上

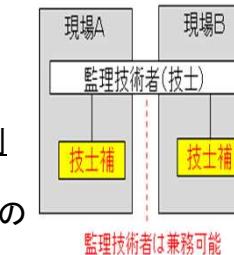
(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

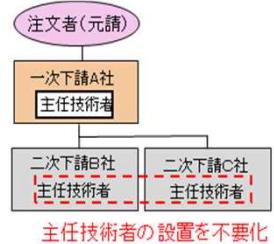
(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

＜元請の監理技術者＞



＜下請の主任技術者＞



施行時期について

○建設業法

- 施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- 建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- 中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加

令和元年

9月1日施行



6月12日公布

令和2年

10月1日施行



令和3年

4月1日施行



○建設業法

- 許可基準の見直し
- 著しく短い工期の禁止
- 建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

○建設業法

- 技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

- 適正な工期による請負契約の締結を促すため、改正建設業法において、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できることが規定された。
- これを受け、中央建設業審議会に「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」を設置し、令和元年11月より基準の検討を開始。令和2年6月の第6回WGにて基準案をとりまとめた。

委員

青柳 剛 一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長
 菅 弘史郎 電気事業連合会工務部長
 今泉 満 一般社団法人日本電設工業協会人材委員会働き方改革専門委員会副主査
 小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科教授
 河崎 茂 一般社団法人全国中小建設業協会副会長
 木谷 宗一 一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長
 齊藤 誠 東日本旅客鉄道(株)建設工事部担当部長

佐藤 善彦 一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事
 佐藤 りえ子 弁護士
 里深 一浩 西日本高速道路(株)執行役員・技術本部長
 仲田 裕一 一般社団法人不動産協会企画委員会委員長
 古阪 秀三 【座長】立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授
 村上 清徳 東京都建設局企画担当部長
 (五十音順、敬称略、第6回WG開催時)

WGでの検討事項

適正な工期を設定するために考慮すべき事項

- ・ 工期全般にわたって考慮すべき事項、工程別に考慮すべき事項
 (例) 自然要因、休日・法定外労働時間 等
- ・ 主要民間発注分野（住宅・不動産、鉄道、電力、ガス）において考慮すべき事項 等

スケジュール

令和元年11月28日	第1回ワーキンググループ
令和2年2月3日	第2回ワーキンググループ
4月22日	第3回ワーキンググループ（書面開催）
6月4日	第4回ワーキンググループ
6月19日	第5回ワーキンググループ
6月30日	第6回ワーキンググループ（とりまとめ）



(第1回WG 古阪 座長挨拶)

工期に関する基準 概要

- 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

(1) 背景 (2) 建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係

(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約

- (4) 本基準の趣旨
(5) 適用範囲
(6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(1) 自然要因

降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等

(2) 休日・法定外労働時間

改正労働基準法に基づく法定外労働時間

建設業の扱い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保

(3) イベント

年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等

(4) 制約条件

鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等

(5) 契約方式

設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等

(6) 関係者との調整

工事の前に実施する計画の説明会 等

(7) 行政への申請

新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等

(8) 労働・安全衛生

労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等

(9) 工期変更

当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意

(10) その他

施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

(1) 準備

- (i) 資機材調達・人材確保
(ii) 資機材の管理や周辺設備
(iii) その他

(2) 施工

- (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 車体工事
(iv) シールド工事 (v) 設備工事
(vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
(viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他

(3) 後片付け

- (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
(iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

(1) 住宅・不動産分野

(2) 鉄道分野

(3) 電力分野

(4) ガス分野

第6章 その他

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

駆け込みホットラインの活用

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

受発注者間及び元下間に於いて、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更

(3) 基準の見直し

本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人の関係について、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

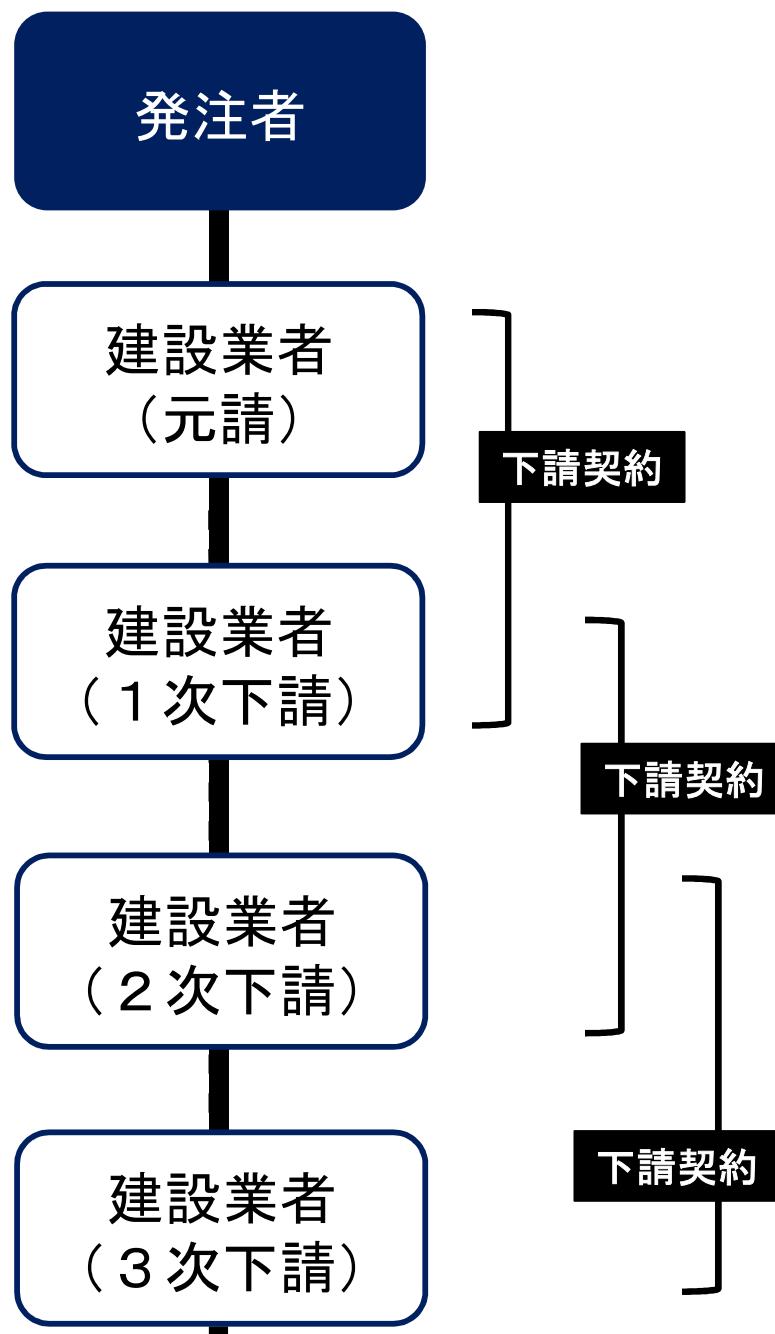
(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の12項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等 (建設業法第20条第3項、**第20条の2**)
2. 書面による契約締結
 - (1) 当初契約 (建設業法第18条、**第19条第1項**、第19条の3、**第20条第1項**)
 - (2) 追加工事等に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 工期
 - (1) 著しく短い工期の禁止 (建設業法第19条の5)
 - (2) 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
 - (3) 工期変更に伴う増加費用 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
4. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
5. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
6. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
7. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
8. 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)
9. 下請代金の支払
 - (1) 支払保留・支払遅延 (建設業法第24条の3、第24条の6)
 - (2) 支払手段 (建設業法第24条の3第2項)
10. 長期手形 (建設業法第24条の6第3項)
11. 不利益取扱いの禁止 (建設業法第24条の5)
12. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 (建設業法第40条の3)

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 13-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 13-2 社会保険・労働保険等について (法定福利費の確保)
- 13-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化)

発注者、元請負人、下請負人、注文者とは



発注者

=建設工事(他の者から請け負つたものを除く。)の
注文者(建設業法第2条5項)

元請負人

=それぞれの下請契約における注文者で
建設業者であるもの(同上)

下請負人

=それぞれの下請契約における請負人(同上)

※下請契約=建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と
他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部に
ついて締結される請負契約(法第2条第4項)。

いわゆる元下契約、下下契約全てが「下請契約」となる。

○背景

長時間労働を是正するために工期の適正化を促すなど、建設業における働き方改革を促進し、現在及び将来における担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）が、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部を除き令和2年10月1日に施行される。これに伴い、元請負人と下請負人との関係に関する部分について、建設業法令遵守ガイドラインを改訂するもの。

○改訂の概要

1. 見積条件の提示等（改正法第20条の2関係）

【改正法第20条の2】

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象（※）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

（※）国土交通省令で定める事象は、以下の事象とする。

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壤の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

【法改正の背景】

軟弱地盤の沈下などの施工前に想定しうるリスクが、工事施工後に、実際に発生した場合でも、相対的に有利な立場にある注文者側が工期の延長や請負代金の増額に応じないなど、建設業者側がしわ寄せを被ることとなることから、工期や請負代金額の初期設定又は契約後変更が適切に行われるよう、契約を締結する以前に、工期や請負代金額に影響を及ぼす事象に関して注文者が事前に知り得た情報の提供を義務付ける仕組みを構築したもの。

【改訂内容】

下請契約においても、同条の適用があるため、見積条件の提示等に関する行為事例及び記述を改訂した。

【建設業法上違反となる行為事例】

- 元請負人が地下埋設物による土壤汚染があることを知りながら、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合（新設）

○改訂の概要

2. 書面による契約締結（改正法第19条第1項関係）

【改正法第19条第1項第4号】

工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の請負契約の締結に際して、休日が適切に確保されていることが必要となるが、現状としては、注文者側から工期の厳守を求められること等により、他産業並みの週休二日が十分に確保できていないケースが多く見受けられるため、**請負契約の締結に際して、工事を施工しない日又は時間帯の定めをした場合に、その内容を契約当事者間の遵守事項とすること**により、建設業就業者の休日の確保を図ったもの。

【改訂内容】

請負契約の当事者が契約の締結に際して書面に記載すべき事項として、第4号を追加する記述を行った。

【建設業法上違反となる行為事例】

○ 下請工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

※その他の改正内容（法第20条第1項（建設工事の見積り）改正関係）

今般の改正において、第20条第1項（建設工事の見積り）が「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに**工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。」と改正された。

これを踏まえ、元請負人は、下請契約の締結に際して、下請負人から交付された見積書において、**工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである**場合には、その見積内容を考慮することの記述を行った。

○改訂の概要

3. 工期

(1) 著しく短い工期の禁止（改正法第19条の5）（新設）

【改正法第19条の5】

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

【法改正の背景】

建設業就業者の長時間労働の是正のためには、建設工事の契約締結に際し、適正な工期を設定することが必要であり、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため禁止することとしたもの。

なお、この規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、下請契約の注文者である元請負人に許可をした許可行政庁（※）は、当該元請負人に勧告を行うこととしている。

（※許可行政庁が国土交通大臣の場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について」（国不建第179号、令和2年9月30日）参照）

【改訂内容】

10・11頁参照

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ① 元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ② 下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- ③ 工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量を追加したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請契約の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

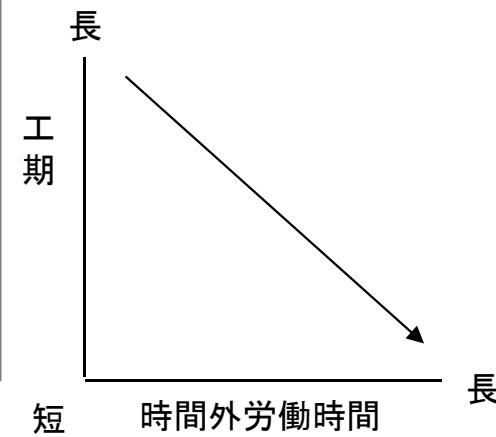
著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）①

- 改正建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、建設業就業者の長時間労働を是正するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

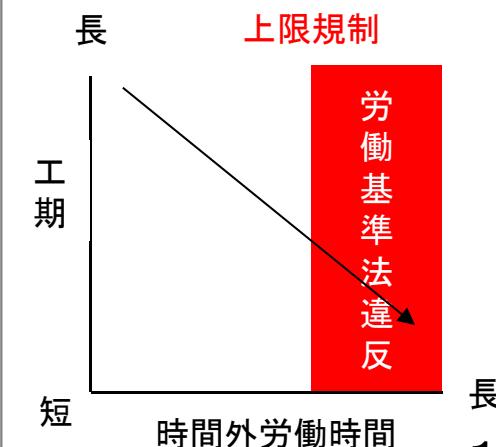
- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように**短い工期と長時間労働には相関関係**がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、**当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

【工期と長時間労働の関係】



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「**工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか**」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、**単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会決定）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。**

【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)

著しく短い工期の禁止（改正建設業法第19条の5）②

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件
 - 締結された請負契約の内容
 - 下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方
 - 過去の同種類似工事の実績
 - 下請負人が元請負人に提出した見積もりの内容
 - 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
 - 当該工期に関する元請負人の考え方
 - 賃金台帳
- 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者についても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用される**。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、建設工事標準下請契約約款第17条（元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。）を明記しておくことが重要である。

○改訂の概要

9. 下請代金の支払

(2) 下請代金の支払手段（改正法第24条の3第2項）（新設）

【改正法第24条の3第2項】

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。

【法改正の背景】

下請代金のうち労務費については、建設工事に従事する者の賃金や社会保険料に充てられるものであり、現金ではなく手形で支払われた場合には、下請負人は賃金支払いのため金融機関等から現金を別途調達する必要が生じ、借り入れコストを下請負人が自ら負担せざるを得なくなることから、下請保護の強化を図ることとしたもの。

【改訂内容】

これまでも、平成28年12月に、政府として、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨に鑑み、下請代金の支払に係る考え方を改めて整理し、下請取引の適正化に努めるよう産業界に要請されたことを踏まえ、平成29年3月に本ガイドラインを改訂し、「12-4 支払手段について」の項目を新設し、「下請代金のできる限りの現金払い」について記述してきたところ。

今般、改正法第24条の3第2項が規定されたことを踏まえ、新たに「下請代金の支払手段」に関する項目を設け、改めて、下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払いの必要性について記述した。

また、引き続き、上記の平成28年12月の要請を踏まえ、下請代金を手形で支払う場合の手形サイトや現金化に係る割引料等のコスト負担に関する配慮について記述した。

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ① 下請代金の支払を全額手形払いで行う場合
- ② 労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払う場合

○改訂の概要

11. 不利益取扱いの禁止（改正法第24条の5）（新設）**【改正法第24条の5】**

元請負人は、当該元請負人について第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3第1項（下請代金の支払）、第24条の4（検査又は引渡し）又は第24条の6第3項若しくは第4項（特定建設業者の下請代金の支払期日等）の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない」

【法改正の背景】

国土交通省では、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているが、元請負人からの報復を危惧して匿名希望で相談が寄せられるケースが少なからず見受けられるため、建設業法上の元請負人の一定の義務違反行為について、下請負人が安心して国土交通大臣等に対して通報・相談し、必要に応じて元請負人に対する是正措置が図られるような環境整備を図ったもの。

【改訂内容】

改正法第24条の5を踏まえ、新たに「11. 不利益取扱いの禁止（第24条の5）」の項目を設け、**当該規定に関する行為事例及び解説を記述した。**

【建設業法上違反となる行為事例】

- ① 下請負人が、元請負人との下請契約の締結後に、不当に使用資材等の購入を強制されたことを監督行政庁に通報したため、下請代金支払の際、元請負人が一方的に請負代金を減額した場合
- ② 下請負人が、下請代金の支払いに際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたとし、監督行政庁に通報したため、元請負人が今後の取引を停止した場合

駆け込みホットラインの概要(H19.4開設)

○違反情報収集体制の強化を目的として設置

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴取を実施
- ・通報者に不利益が生じないように情報を取り扱う
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応



「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例
<主に国土交通大臣許可業者に対する建設業法違反行為の通報を受け付けています>

建設業者の過剰費用を一方的に差し引かれた。
120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。
見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。
著しく短い工期内で契約を締結させられた。

口頭契約となっている。
追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。
責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。

一括下請負が行われている。
工事の拡幅により生じた増加費用を一方的に負担させられた。
監査所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

* 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら
建設業法遵守ガイドライン

駆け込みホットラインに電話をすると運営する方から監理指導の取扱法が通報手順が説明されます。
運営手順に不適切が生じないように情報をお伝えします。
法令違反の疑いがある場合は業者には必要に応じて立入検査等を実施します。

*通報するにあたっては、下記の項目ができる限り明らかにしていただくことが望まれます。

- 通報される方の情報
(匿名による通報も可能です)

氏 名
住 所
電 話 番 号
E-mail
- 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名
代 委 者 名
所 在 地
建設業許可番号
電 話 番 号
そ の 他
- 違反の疑いがある行為(具体的な事実)

(ア)たれが
(イ)いつ
(ウ)どこで
(エ)だれに対して
(エ)いかなる方法で
(オ)何をしたか
その 他

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要(H23. 8策定、最終改訂R2. 9)

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでにも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第3項、**第20条の2**）
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約（建設業法**第19条第1項**、第19条の3、**第20条第1項**）
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
(建設業法第19条第2項、第19条の3)
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）
4. 不当に低い発注金額（建設業法第19条の3）
5. 指値発注（建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）

6. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
7. やり直し工事（建設業法第19条第2項、第19条の3）
8. 支払（※建設業法第24条の3第2項、第24条の6）
 - 9-1. 独占禁止法との関係
(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係)
 - 9-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)
(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約)

III. 周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局



目次

1章 このハンドブックの使い方

- | | |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

2章 こんな取引条件に要注意!!

- | | |
|---------------------------------|---|
| ① 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか? | 2 |
| ② 口頭契約や契約書交付が着工後になってしまいませんか? | 3 |
| ③ 契約工期が通常よりもかなり短い期間になってしまいませんか? | 4 |
| ④ 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか? | 5 |
| ⑤ やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか? | 6 |
| ⑥ 支払期日が守られていますか? | 7 |
| ⑦ 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか? | 8 |
| ⑧ 割引困難な長期手形で支払われていませんか? | 9 |

3章 適正取引のためのノウハウ

- | | |
|----------------|----|
| 取引条件を明確にしましょう | 10 |
| 取引内容を書面に残しましょう | 12 |
| 支払期日を把握しましょう | 14 |

4章 問い合わせ窓口等

- | | |
|-------------------------|----|
| 建設業法令遵守相談窓口、建設業法令違反通報窓口 | 16 |
| 請負契約に関するトラブル相談窓口、その他 | 17 |